［略］	
六　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
［略］	
二　法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第二の二　乳児等通園支援の参酌標準

事項	内容
法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子ども	満三歳未満の小学校就学前子ども（出生の日から六箇月を経過しないものを除く。）の数から当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども及び企業主導型保育施設を利用している当該小学校就学前子どもを除いた数を基本として、利用希望把握調査等により把握した保護者の利用希望等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第四　市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
［略］	
二　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
［略］	

［同上］	
［項を加える。］	

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
［同上］	
二　法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案するとともに、「子育て安心プラン」を踏まえ、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

［表を加える。］

別表第四　市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
［同上］	
二　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
［同上］	